

令和6年度 中山町定住促進・住宅取得支援事業補助金について

R6.4.1

1. 趣旨・目的

子育て世帯及び町外からの移住世帯の経済的な負担を軽減し、子育て世帯の定住及び町外からの移住を促進するため、子育て世帯や町外からの移住世帯が行う住宅※1の取得に対して補助金を交付します。

※1 住宅：町内にあって、玄関、トイレ、台所、浴室及び居室を有し、利用上の独立性を有するもので、新築又は購入されたものとします。

2. 支援対象者

支援の対象となる者は、次のいずれかに該当する者のうち、令和5年4月1日以降に住宅新築工事の着手※2又は住宅を購入する者で、その者の属する全ての世帯員に町税等の滞納がない者とします。

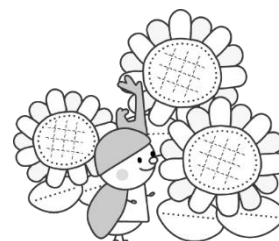
ただし、住宅を二親等内の親族から購入する者を除きます。

- (1) 子育て世帯※3の世帯員
- (2) 転入世帯※4の世帯員
- (3) 子育て世帯と転入世帯のいずれにも該当する世帯の世帯員

※2 住宅新築工事の着手：住宅に係る基礎の掘削工事への着手とします。

※3 子育て世帯：住宅の取得に要する期間のいずれかにおいて、生計を一にする義務教育又は教育就学前の子がいる世帯とします。

※4 転入世帯：世帯員全員が、令和4年4月1日以後に町外から本町に住民登録をし、居住する世帯で、かつ本町への転入前1年以上連続して町外に住所を有していた世帯とします。



3. 支援内容

補助金の額は、新築に係る建物工事費又は住宅の購入費（他の補助等を受けている場合は、それを差し引いた額）以内の額とし、次に掲げる区分に応じた額を限度とします（千円未満切捨て）。

- (1) 子育て世帯…30万円
- (2) 転入世帯…30万円
- (3) 子育て世帯と転入世帯のいずれにも該当する世帯…50万円

4. 確認事項

(1) 補助金の交付を受けるためには、事業着手※5の前までに交付申請を行い、交付の決定を受ける必要があります。

町の補助金交付決定の前に、事業着手された場合、補助金の交付を受けることができませんので、ご注意ください。ただし、令和5年度中に事業着手しており、かつ令和5年度中に事業が完了しなかった場合については、この限りではありません。

- (2) 令和7年3月31日までに新築工事等を完了し、実績報告を行っていただく必要があります。
- (3) 予算額に達し次第、受付を終了します。

※5 事業着手 ① 住宅を新築する方：住宅新築工事の着手（※2を参照ください）

② 住宅を購入する方：引渡し及び当該住宅の所在地に住所を異動すること

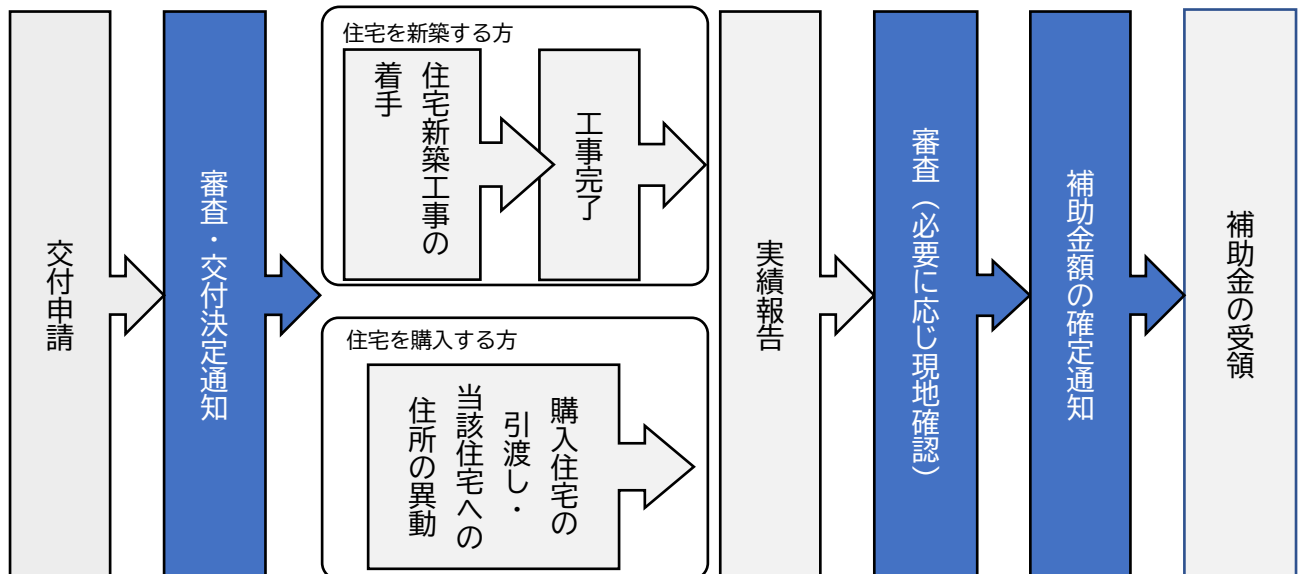


5. 申請方法

申請を希望される方は、次の書類を提出してください。

区分	提出書類
交付申請	<input type="checkbox"/> 令和6年度中山町定住促進・住宅取得支援事業補助金交付申請書（様式第1号） 【添付書類】 <input type="checkbox"/> 1-1 住宅新築工事をする者…建築工事請負契約書の写し又は建築工事見積書等の写し <input type="checkbox"/> 1-2 住宅を購入する者…売買契約書の写し又は売買見積書等の写し <input type="checkbox"/> 2 居住予定者の住民票謄本 <input type="checkbox"/> 3 転入世帯に属する世帯…戸籍の附票その他の転入世帯であることを証する書類 <input type="checkbox"/> 4 位置図 <input type="checkbox"/> 5 平面図 <input type="checkbox"/> 6 その他町長が必要と認める書類
実績報告	<input type="checkbox"/> 令和6年度中山町定住促進・住宅取得支援事業実績報告書（様式第3号） 【添付書類】 <input type="checkbox"/> 1 引渡書の写し <input type="checkbox"/> 2 住宅全景写真 <input type="checkbox"/> 3-1 住宅新築工事をする者…建設工事請負契約書の写し（申請時に提出していない場合） <input type="checkbox"/> 3-2 住宅を購入する者…売買契約書の写し（申請時に提出していない場合） <input type="checkbox"/> 4 申請時に添付した建築工事請負契約書、売買契約書、位置図又は平面図の変更があった場合、その写し <input type="checkbox"/> 5 建物工事費及び購入費の支払いを証するもの <input type="checkbox"/> 6 その他町長が必要と認める書類

6. 手続きの流れ（白：申請者、網掛け：町）



7. お申込み・お問い合わせ先

中山町総合政策課 まちづくり推進グループ 電話 023-662-4271